

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和5年9月15日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

## 京都市教育委員会規則第2号

京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第1条」を「第2条」に、「敬老乗車証(」を「第1種敬老乗車証又は第2種敬老乗車証(」に改め、同条第2項後段中「第4条本文」を「第5条本文」に改める。

別表第3(1)の項中「13」を「14」に改め、同表(2)の項中「8」を「9」に改める。  
(京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則(令和5年3月29日京都市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち別表第3の改正規定中「13」を「14」に、「9」を「10」に、「8」を「9」に、「4」を「5」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(施行日の前日までに採用された会計年度任用教職員の号給の調整)
- 施行日の前日までに第1条の規定による改正前の京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)別表第3(1)の項に掲げる者として採用された会計年度任用教職員の号給については、この者が施行日において新たに第1条の規定による改正後の京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第3(1)の項に掲げる者として採用されたものと

した場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

3 施行日の前日までに改正前の規則別表第3(2)の項に掲げる者として採用された会計年度任用教職員（施行日の前日の号給が8号給である者に限る。）の号給については、この者が施行日において新たに改正後の規則別表第3(2)の項に掲げる者として採用されたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

4 施行日の前日までに改正前の規則別表第3(2)の項に掲げる者として採用された会計年度任用教職員（前項の規定の適用を受ける者を除く。）の号給については、前項の規定の適用を受ける者との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）